

「龍ヶ崎市ひとり暮らし高齢者の届いて安心見守りメール事業」
実施計画書

平成28年7月

龍ヶ崎市 健康福祉部 高齢福祉課

1（経過）

平成28年7月5日、地元企業である株式会社アドバンスより、ひとり暮らし高齢者の見守りに活用いただきたいと100台の見守りメール携帯端末を無償で提供を受けた。この携帯端末を、市内ひとり暮らし高齢者の見守り支援に活用するため、試験的に事業を実施することとなった。

2（事業の名称）

当該携帯端末を使用した見守り支援の事業名については、「龍ヶ崎市ひとり暮らし高齢者の届いて安心見守りメール事業」（以下「見守りメール事業」という。）とする。

3（事業の効果）

市内在住のひとり暮らしの高齢者が持つ見守りメール携帯端末から、毎日自動で発信される見守りメール情報を、離れて暮らす家族と共に市が受信することで、年々増加の一途をたどるひとり暮らし高齢者の見守りを、離れて暮らす家族とも連携し、従来の見守り制度に加え更によりきめ細かな見守りを行い安心した生活に寄与する。

4（事業の適用範囲）

見守りメール事業の適用は、市から進呈された「見守りメール携帯端末」を利用する市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者（以下「利用者」という。）100名とする。

5（事業内容）

利用者は、「見守りメール」の送信先を家族並びに希望により市（龍ヶ崎市地域包括支援センター）に設定する。

市（龍ヶ崎市地域包括支援センター）は、利用者から送信された「見守りメール」の内容を日々確認（ただし、土、日、祝日を除く。）し、メールの内容に異変があった場合は、家族と連携し安否確認のため見守りを実施する。

当該事業による見守りの実施については、下記のとおりとする。

ただし、当該事業は、利用者が100名と限定されるため、試験的に実施するものとする。

（1）「見守りメール」の送信内容

歩数、端末を開いた回数、充電状態、他（利用者の設定による。）

（2）「見守りメール」の受信時期及び回数

利用者の送信設定回数による。（1日1回程度 夕方を想定）

（3）「見守りメール」の受信場所

龍ヶ崎市地域包括支援センター（見守りメール専用アドレスを設定）

メールアドレス：mimamori@city.ryugasaki.ibaraki.jp

（4）「見守りメール」の確認

職員は、受信したメールを確認する。

ただし、土、日、祝日を除く。

なお、メール確認後の対応は、通常の見守り業務として執行する。

6（携帯端末の進呈）

別に定める募集要項のとおりとする。

ただし、100台以上の募集申込みがあったときは、抽選して決定する。

7（募集の広報）

募集については下記のとおり実施する。

ア りゅうほー（8月前半号・8月後半号・9月前半号）

イ 龍ヶ崎市公式ホームページ

ウ 公共施設（各地区コミュニティセンターなど）へ、チラシ等を配布する。

8（費用の負担）

100台の携帯端末本体は、無償で進呈する。

ただし、見守りメール携帯端末の利用契約（新規又は機種変更等）に要する費用、通信通話等に要する費用、見守りメール携帯端末の使用に必要な付属機器類の購入費用、その他見守りメール携帯端末の使用に必要な費用は、利用者が負担するものとする。

9（事業の運用等）

見守りメール事業は、平成28年10月1日から運用を開始する。

ただし、当該事業については試験的に実施するものであることから、情勢の変化等により事業の終了日を設けるものとする。この場合は、当該事業による利用者への見守り支援の状況を考慮するものとする。

市は、事業を中止又は終了した場合は、利用者又は利用者の家族へその旨通知するものとする。

10（利用者及び家族の同意事項等）

当該事業の利用者及び利用者の家族に対する同意事項は、下記のとおりとする。

（1）個人情報提供についての同意

ア 見守りメール携帯端末利用者本人の氏名・住所・電話番号・メールアドレスを龍ヶ崎市に提供すること。

イ 家族の氏名・住所・電話番号を龍ヶ崎市に提供すること。

（2）災害等によるメール受信途絶の同意

ア 災害・気象状況等により、メール受信が不能となった場合は、メール受信が復旧するまでの間、当該メールによる見守り事業を中止すること。

イ メール配信事業者等の事情により、メール配信が一時中断もしくは中止された場合は、メール受信が可能となるまでの間、当該メールによる見守り事業を中止すること。

ウ 上記以外の理由により、メール受信ができなくなった事情が生じたとき。

（3）届出事項について

次に該当する場合、利用者又は利用者の家族は速やかに龍ヶ崎市高齢福祉課へ申し出ること。

ア 利用を中止（一時中止の場合も含む）したとき。

イ 携帯端末の機種を変更したとき

ウ メールアドレスを変更したとき

エ メール送信内容を変更したとき

オ 利用契約を解除したとき

カ その他、見守りメール機能に障害が生じたとき

(4) 見守りメール携帯端末に関する問い合わせについて

見守りメール携帯端末の利用契約、操作、料金等に関する問い合わせについては、ア、イの店舗とします。

ア ドコモショップ竜ヶ崎店

イ ドコモショップ佐貫店

策定日

平成28年7月14日 制定